

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

特定個人情報の不正利用防止のため、事務担当者のみ>ID及びパスワードを付与し、システム操作者と操作権限を限定している。

## 評価実施機関名

徳島県 松茂町長

## 公表日

令和6年3月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>松茂町は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び松茂町税条例並びに松茂町国民健康保険税条例等の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>[事務の概要] 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務。</p> <p>[主な内容] ①地方税の課税標準の更正若しくは決定に関する事務 ②税額の更正若しくは決定に関する事務 ③納税の告知に関する事務 ④督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務 ⑤地方税に関する調査に関する事務</p>
③システムの名称	①個人住民税システム ②固定資産税システム ③軽自動車税システム ④法人住民税システム ⑤収納管理システム ⑥滞納管理システム ⑦国民健康保険税システム（賦課） ⑧宛名管理システム ⑨団体内統合宛名サーバー（番号連携サーバ） ⑩中間サーバー（中間サーバー・プラットフォーム） ⑪電子申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①個人住民税情報ファイル ②固定資産税情報ファイル ③軽自動車税情報ファイル ④法人住民税情報ファイル ⑤収納管理情報ファイル ⑥滞納管理情報ファイル ⑦国民健康保険税情報ファイル ⑧宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 [番号法別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 [番号法別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	松茂町総務課 住所：〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 電話番号：088-699-8710
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	松茂町税務課 住所：〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 電話番号：088-699-8715

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年11月20日 時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年11月20日 時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
	I 関連情報 1-③システムの名称	①個人住民税システム ②固定資産税システム ③軽自動車税システム ④法人住民税システム ⑤収納管理システム ⑥滞納管理システム ⑦国民健康保険税システム(賦課) ⑧宛名管理システム ⑨団体内統合宛名サーバー(番号連携サーバ) ⑩中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム)	①個人住民税システム ②固定資産税システム ③軽自動車税システム ④法人住民税システム ⑤収納管理システム ⑥滞納管理システム ⑦国民健康保険税システム(賦課) ⑧宛名管理システム ⑨団体内統合宛名サーバー(番号連携サーバ) ⑩中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム) ⑪電子申告システム	事後	電子申告システムの使用開始
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	—	Ⅳリスク対策	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和5年8月3日	I 関連情報 4 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二	番号法第19条第8号、別表第二	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:法改正による号ずれ。)
	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)